

財務諸表についての補足説明

I 収支計算書

1 「経常収入」

「保証料」は、信用保証協会の主要な収入で、お客様からいただいた保証料のうち当該決算期間に対応する金額を計上しています。

「責任共有負担金」は、平成 19 年 10 月に導入された責任共有制度に基づき、代位弁済率に応じて、金融機関に負担していただいたものです。

2 「経常支出」

「業務費」は、業務運営にかかる費用を計上しています。

「信用保険料」は、日本政策金融公庫への支払保険料のうち、当該決算期間に対応する金額を計上しています。

「責任共有負担金納付金」は、金融機関から受領した「責任共有負担金」のうち、保険金受領割合に応じて日本政策金融公庫へ納付した金額を計上しています。

3 「経常外収入」

「償却求償権回収金」は、償却済の債権から回収したものです。

「責任準備金戻入」及び「求償権償却準備金戻入」は、前年度の繰入金額を全額戻入するものです。

「求償権補填金戻入」は、代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金及び全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補填金から成り、ともに期末残高を全額戻入するものです。

4 「経常外支出」

「求償権償却」は、当該年度末の求償権のうち、法的整理等の結果、回収不能等となって償却した額を計上しています。

「責任準備金繰入」は、将来の不測の事態に備え、保証債務の一定割合を積み立てるものです。

「求償権償却準備金繰入」は、協会資産の健全性維持のために、求償権の一定割合を積み立てるものです。

II 貸借対照表

1 借方

「金銭信託・有価証券」は、運用益確保及び代位弁済の支払準備として保有しているものです。

経理上の「求償権」は、代位弁済した額から回収金及び日本政策金融公庫からの保険金等を控除した額を計上しています。

「未経過保険料」は、日本政策金融公庫への支払保険料のうちの未経過分を計上しています。

2 貸方

「基本財産」は、一般企業の資本金勘定に相当するもので、「基金」「基金準備金」から成っています。

〔「基金」は、国や川崎市等から受領した出えん金及び金融機関等負担金から成り、「基金準備金」は、毎事業年度の収支差額のうち基本財産に繰入れた自己造成資金の累計です。〕

「収支差額変動準備金」は、収支の差額に欠損が生じた場合等にこれを取り崩し協会業務運営の安定化を図るためのものです。

「その他有価証券評価差額金」は、期末日における有価証券の簿価と時価の差額（評価差額）を計上しています。

「未経過保証料」は、保証料のうちの未経過分を計上しています。